平成２２年（フ）第６９４号
兵庫県西宮市浜町４番16号
破産者　有限会社京阪神タウンサービス
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９７７号
兵庫県尼崎市南塚口町３丁目12番１号
破産者　亡竹瀬福次相続財産
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第３８２号
兵庫県姫路市広畑区高浜町３丁目82番地２
破産者　立川浩也こと　立川　二男
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３８３号
兵庫県姫路市広畑区高浜町３丁目82番地２
破産者　立川　妙子
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８３９号
兵庫県たつの市御津町岩見1418番地の24、営業所の所在地兵庫県姫路市網干区新在家1364番地
破産者　有限会社姫路東洋医療
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１８３号
広島県福山市大門町３丁目20番25号　ジョリーブレイスⅡ―303、住民票上の住所岡山市中区神下367番地
破産者　羽澤　和雅
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８６号
岡山県倉敷市連島町西之浦321番地の15
破産者　有限会社サンワ
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
岡山県倉敷市老松町５丁目629番地の２
破産者　株式会社シギコーポレーション
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１０６８号
北九州市八幡西区黒崎２丁目６番２号
破産者　有限会社アリス
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１４０９号
宮城県塩竈市新浜町１丁目17番６号
破産者　株式会社イッコーフーズ
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８７１号
東京都葛飾区高砂６丁目16番３号第五三晃ハイツ103号
破産者　渡邉　節代（旧姓中島）
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１４号
石川県小松市島田町イ15番地１
破産者　株式会社千七
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第１９号
山梨県甲斐市菖蒲澤769番地８
破産者　株式会社春山工務店
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２３号
岐阜市中２丁目11番地
破産者　松下　茂代
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３２４号
岐阜市中２丁目11番地
破産者　松下　啓子
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５２６号
愛知県稲沢市奥田町三十番神7093番地の16
破産者　山富建設株式会社
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２９５号
愛知県丹羽郡大口町奈良子１丁目165番地
破産者　株式会社尾北土木サービス
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４６号
京都市伏見区竹田真幡木町22番地
破産者　株式会社金子電器製作所
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第７９３号
和歌山市中555番地の10
破産者　株式会社山本耕次建設工業
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第１１５号
和歌山県有田郡湯浅町大字山田1783番地
破産者　折工　幸子
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２６７号
和歌山県海南市阪井1310番地
破産者　有限会社ツチタニ
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係